

川崎市電子署名要綱

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 登録分局の運営（第 3 条～第 1 0 条）
- 第 3 章 公開鍵証明書が発行、更新、失効及び廃止（第 1 1 条～第 1 8 条）
- 第 4 章 L G W A N 運営主体への報告等（第 1 9 条・第 2 0 条）
- 第 5 章 公開鍵証明書の利用（第 2 1 条・第 2 2 条）
- 第 6 章 当事者型電子署名の実施（第 2 2 条の 2・第 2 2 条の 3）
- 第 7 章 立会人型電子契約サービスの利用（第 2 3 条・第 2 4 条）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、川崎市電子署名規程（令和 7 年川崎市訓令第 1 号。以下「規程」という）第 2 条第 1 号及び第 1 3 条に規定する電子署名を行うために必要な事項を定めるとともに、地方公共団体組織認証基盤の運営に関する基本要綱（平成 1 8 年 4 月 1 日付け総合行政ネットワーク運営協議会（以下「協議会」という。）制定。以下「基本要綱」という。）その他別に定めがあるもののほか、地方公共団体組織認証基盤における川崎市登録分局（以下「登録分局」という。）の運営及び利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、次に掲げるもののほか、規程で使用する用語の例による。

- （1）組織認証局 地方公共団体組織認証基盤（地方公共団体が国又は他の地方公共団体との間で交換する電磁的記録（電子署名及び認証業務に

関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）が真正なものであることを認証するための基盤をいう。）における認証に係る証明書の発行等の意思決定を行う機関及びL G W A N運営主体を総称したものをいう。

- (2) L G W A N運営主体 発行局及び登録局の運営を行う総合行政ネットワーク運営主体をいう。
- (3) 発行局 登録局の要求に基づき、証明書の発行等を行う機関をいう。
- (4) 登録局 登録分局からの申請を審査し、登録業務を行う機関をいう。
- (5) 登録分局 L G W A N運営主体から委任された業務を遂行するための体制をいう。
- (6) 公開鍵 公開鍵暗号で使用される電子的な符号のうち、公開されるものをいう。
- (7) 秘密鍵 公開鍵の発行を受けた者のみが利用可能な電子署名を行うために用いる符号をいう。
- (8) 公開鍵証明書 公開鍵の正当性を保証するために、組織認証局が記載内容を確認の上、電子署名を付与したものをいう。
- (9) P I N情報 規程第7条第2項のパスワードのうち、公開鍵証明書を利用する際に必要な符号をいう。
- (10) 証明書ポリシー 基本要綱第3条第2項第2号に基づき、協議会が制定及び改定したものをいう。

第2章 登録分局の運営

(所掌事務)

第3条 登録分局は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 所管課長（川崎市公文書管理規則（平成13年川崎市規則第20号）

第2条第4号に規定するものをいう。以下同じ。)からの公開鍵証明書発行等に係る申請の受付並びに実在性及び同一性の確認に関する事

- (2) 登録局への公開鍵証明書発行等に係る申請に関する事
- (3) 発行局が発行した公開鍵証明書の所管課長への配付に関する事
- (4) 登録分局に関するL G W A N運営主体への届出に関する事
- (5) 登録分局の運営に必要な文書の管理に関する事
- (6) 登録分局の監査対応に関する事
- (7) その他登録分局責任者が必要と認める事項

2 前項の業務は、証明書ポリシーに基づいて適正に行わなければならない。

(運営体制)

第4条 登録分局には、次の各号に掲げる者を置く。

- (1) 登録分局責任者
- (2) 審査承認者
- (3) 審査担当者
- (4) 受付担当者

2 前項第1号に掲げる者は、総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課長をもってこれに充てる。

3 第1項第2号から第4号までに掲げる者は、登録分局責任者が指定する総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課職員をもってこれに充てる。

4 第1項各号に掲げる者は、電子署名記録媒体及びP I N情報の紛失、秘密鍵の危殆化等の事故及び災害発生の緊急時において速やかな対応が可能となる体制を整備しておくものとする。

(兼務の禁止)

第5条 前条第1項第1号及び第2号に掲げる者は、登録分局の運営の適正

を図るため、同項第3号及び第4号に掲げる者と兼務してはならない。

(登録分局責任者)

第6条 登録分局責任者は、第4条第1項第2号から第4号までに掲げる者の任命及び解任、同号に掲げる者への方針指示、公開鍵証明書発行等に係る判断、登録分局の運営に必要な別に定めのある文書の管理等を行い、登録分局の業務を総括する。

(審査承認者)

第7条 審査承認者は、公開鍵証明書の発行、更新及び失効申請の審査結果に係る承認業務を行う。

(審査担当者)

第8条 審査担当者は、公開鍵証明書の発行、更新及び失効申請の審査業務を行う。

(受付担当者)

第9条 受付担当者は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 公開鍵証明書の発行、更新及び失効申請並びに廃止の届出の受付に関すること。

(2) 登録局に対する公開鍵証明書の発行、更新、失効及び廃止申請に関すること。

(3) 所管課長及びL G W A N運営主体との連絡調整に関すること。

(4) 申請書等の整理に関すること。

(業務の代行)

第10条 前4条に定める者に事故があるとき又は欠けたときは、登録分局責任者があらかじめ定めた者が業務を代行する。

第3章 公開鍵証明書の発行、更新、失効及び廃止

(発行申請)

第11条 所管課長は、公開鍵証明書の発行を受けようとするときは、LGPKI 証明書利用者の手引（以下「LGPKI 利用者手引」という。）の様式第1-1号、様式第2-1号又は様式第3-1号により、関連資料を添付して登録分局に申請するものとする。

第12条 受付担当者は、前条の規定による公開鍵証明書の発行申請が行われたときは、速やかにこれを受け付ける。

2 受付担当者は、申請の内容が別に定めのある受付基準を満たしていることを認めるときは、審査担当者に公開鍵証明書の発行審査を依頼する。

(発行審査)

第13条 審査担当者は、前条の規定による審査依頼を受けたときは、速やかにこれを審査する。

2 審査担当者は、申請の内容が別に定めのある審査基準を満たしていることを認めるときは、審査承認者に公開鍵証明書の発行審査に係る承認を依頼する。

(発行審査の承認)

第14条 審査承認者は、前条の審査が適当であると認めるときは、これを承認し、登録分局責任者に公開鍵証明書の発行を依頼する。

(公開鍵証明書の発行)

第15条 登録分局責任者は、前条の規定による発行依頼を受けた場合において、公開鍵証明書を発行することが適当であると判断したときは、これを承認する。

2 登録分局は、前項の承認に基づき、登録局に公開鍵証明書の発行を申請するものとする。

3 登録分局は、前項の申請に基づく公開鍵証明書の発行を受けたときは、

電子署名記録媒体及びPIN情報並びに当該発行通知を所管課長に配付する。

(公開鍵証明書の更新)

第16条 電子署名管理責任者は、有効期間満了後も引き続き公開鍵証明書を必要とするときは、別に定める期間内に、公開鍵証明書の更新を申請するものとする。

2 電子署名管理責任者は、前項の更新を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる様式により、関連資料を添付して登録分局に申請するものとする。

(1) LGPKI 利用者手引の様式第1-1号による発行申請を行った場合で、配付を受けた電子署名記録媒体を引き続き使用するとき LGPKI 利用者手引の様式第1-2号及び様式第1-1号

(2) LGPKI 利用者手引の様式第2-1号による発行申請を行った場合 LGPKI 利用者手引の様式第2-3号

(3) 前2号以外の場合 発行申請を行ったときに使用した LGPKI 利用者手引の様式

3 前項に定めるもののほか、公開鍵証明書の更新申請の手続については、第12条から前条までの規定を準用する。

(公開鍵証明書の失効)

第17条 電子署名管理責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに公開鍵証明書の失効を申請するものとする。

(1) 秘密鍵の危殆化が生じたとき。

(2) 公開鍵証明書の記載事項に変更があったとき。

(3) 電子署名記録媒体の不良、破損等があったとき。

(4) 公開鍵証明書の利用を停止したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、公開鍵証明書の失効事由に該当すると認めるとき。

- 2 電子署名管理責任者は、前項の失効を受けようとするときは、LGPKI 利用者手引の様式第 1 - 2 号、様式第 2 - 2 号又は様式第 3 - 2 号により、関連資料を添付して登録分局に申請するものとする。
- 3 第 1 項に定めるもののほか、登録分局は、登録分局責任者が緊急に公開鍵証明書の失効をする必要があると判断したときは、登録局に公開鍵証明書の失効を申請することができる。
- 4 前各項に定めるもののほか、公開鍵証明書の失効申請の手続については、電子署名記録媒体及び P I N 情報の配付に係る部分を除き、第 1 2 条から第 1 5 条までの規定を準用する。

(公開鍵証明書の廃止)

第 1 8 条 電子署名管理責任者は、有効期間満了に伴い不要となる公開鍵証明書があるときは、遅滞なく登録分局に届け出るものとする。

- 2 受付担当者は、前項の届出が行われたときは、速やかにこれを受け付け、登録分局責任者に公開鍵証明書の廃止申請を依頼する。
- 3 登録分局責任者は、公開鍵証明書を廃止することが適当であると認めるときは、これを承認する。
- 4 登録分局は、前項の承認に基づき、登録局に公開鍵証明書の廃止を申請するものとする。

第 4 章 L G W A N 運営主体への報告等

(L G W A N 運営主体への報告)

第 1 9 条 登録分局は、第 3 条に規定する所掌事務について、適宜点検を行い、その結果を L G W A N 運営主体に報告するものとする。

(利用状況の報告)

第20条 公開鍵証明書利用者は、毎年度、当該年度の各月末日における証明書の利用状況を、電子署名使用状況報告書(別記様式)により、当該年度の翌年度の4月末までに登録分局に報告しなければならない。ただし、規程第9条第3項に規定する記録をしたときは、この限りでない。

第5章 公開鍵証明書の利用

(公開鍵証明書の種類、用途及び有効期間)

第21条 公開鍵証明書の種類、用途及び有効期間は、証明書ポリシーに定められたとおりとする。

2 公開鍵証明書は、第11条及び第16条第2項に掲げる申請書に記載された業務内容及び範囲に限り、利用することができるものとする。

(公開鍵証明書利用者)

第22条 公開鍵証明書を利用する者は、必要があるときは、公開鍵証明書の発行、更新及び失効の申請並びに廃止の届出を行う。

第6章 当事者型電子署名の実施

第22条の2 川崎市公文書管理規程(昭和36年川崎市訓令第2号)第28条4ただし書に規定するその必要がないと認めるときは、次に掲げるものとする。

(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4第8項に規定する方法により通知を行うとき。

(2) 申請等の手続において、その電子申請の利用者であることの証明を行うとき。

第22条の3 規程第3条第3項ただし書に規定するやむを得ない理由が

あると認めるときは、次に掲げるものとする。

- (1) デジタル庁 GPKI 電子署名アプリを使用して電子署名を行うとき。
- (2) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする方法の場合において電子署名を行うとき。

第7章 立会人型電子契約サービスの利用

(立会人型電子契約サービス)

第23条 規程第2条第6号に規定する総務企画局長が定める立会人型電子契約サービス提供事業者は、次に掲げるものとする。

- (1) GMO グローバルサイン・ホールディングス 株式会社

第24条 規程第2条第9号に規定する総務企画局長が定める確認同意に関する事務の責任を有する所管課長は、次の表の左欄に掲げる立会人型電子契約サービス提供事業者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事業において当該サービスを利用するときは、それぞれ同表の右欄に掲げる所管課長とする。

立会人型電子契約サービス提供事業者	事業	所管課長
GMO グローバルサイン・ホールディングス株式会社	電子契約書による契約 (財政局契約課において行うものに限る。)	財政局資産管理部契約課長

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 地方公共団体組織認証基盤における川崎市登録分局の運営に関する要綱(平成18年6月30日付け18川総行情第522号)及び地方公共団体組織認証基盤における川崎市登録分局鍵情報等利用要綱(平成18年6月30日付け18川総行情第522号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 前項の規定により既に行われた証明書の発行申請等の手続その他の行為であって、この要綱に相当の規定があるものは、別段の定めがあるものを除き、この要綱の相当の規定によって行われたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、次の各号に掲げる日から施行する。

- (1) 第22条の2を加える改正 公文書管理規程の一部を改正する訓令(令和7年川崎市訓令第3号)の施行の日
- (2) 第22条の3を加える改正 電子署名規程の一部を改正する訓令(令和7年川崎市訓令第5号)の施行の日